

編輯局報情

# 週報

五月七日號

第二三九號

昭和十六年五月七日

發行

（每週一回本報日發行）



五錢

**重要機械製造事業法**  
 優良多子家庭の表彰  
 最近發明界の話題  
 全國金屬増産運動について  
**アメリカの動きと宣戰權**



露光量違いにより重複撮影

# 週報

第...九號  
五月七日

## 重要機械製造事業法の解説

商工省機械局

優良多子家庭の表彰 厚生省  
神宮式年御禮普請と山日祭 神社院  
最近發明界の話題(七) 持許局  
全国金屬増産運動について 商工省  
出帆新製鐵運動のその後  
米國の宣戦權とその後の動き  
企畫院の改組について

四月二十七日(水)  
▼晴國神社新祭神一萬四千九百七十六柱の招魂式の儀執り行はせらる ▼ギリシャ軍(アムマケドニア)の無條件降服を獨軍發表、クレタ島に渡都を國王聲明  
四月二十四日(日)  
▼日ソ中立條約を機密院で可決  
四月二十五日(月)  
▼天皇陛下、晴國神社に御親拜、一英艦三千五百噸に對し第三十五回(重砲)の勝利勳章を授け、中立條約效力發生、太平洋に降戒制を採用の旨、ルイボウエルト大統領奇明、ルイボウエルト大統領に英艦を贈呈、英艦に正式訪問す  
四月二十六日(火)  
▼陸軍總司令部、小笠原地を無償、本年度の産額(八千五百萬)を、英艦六十一隻、海軍西村海軍長官  
▼ドイツ經濟親善使節團一行入京  
四月二十七日(日)  
▼獨軍、アテネに入城  
四月二十八日(月)  
▼新設の化兵監に町屋軍中將就任  
四月二十九日(火)  
▼天長節觀兵式、陸軍航空隊、皇明を信濃、海軍航空隊、四州、湖南地方を信濃、日滿獨通商條約會議を開催、ローマで日獨伊親善委員會を開催  
四月三十日(水)  
▼皇居陛下、晴國神社に行啓  
御拜  
▼金持院改組さる、皇軍、甲子茂、皇軍に奇襲上陸す、河北、一部の兵隊を治安軍と交代する旨、支那當局發表  
五月一日(木)  
▼英、イラク兩軍開戦す

## 週間

## 日誌

週報

（Faint text columns, likely a weekly news or market report section.)

週日聞

（Faint text columns, likely a Sunday news or market report section.)

**立樹の徳道商新**

るやてつ賣  
 ー  
 るやてつ買  
 ー  
 うせまで捨は氣

露光早違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影

# 週報

第三九號  
五月七日

重要機械製造事業法の解説  
商工省機械局：ニ

優良多子家庭の表彰  
厚生省：ニ

神宮式年御遊覧と山口祭  
神祇院：三

最近發明・界の話題と特許局  
三

全國金屬増産運動について、商工省  
ニ

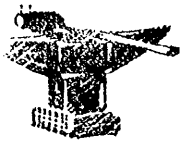
出版新體制運動のその後………  
三

米國の宣戰權とその後の動き………  
ニ

企業院の改組について………  
ニ

四月二十三日(金)  
▽靖國神社新祭神一萬四千九百七十六柱の招魂式の儀執り行はせらる。▽ギリシャ軍(エンルスマ)マドニア捕虜の無條件降服を獨軍發表。クレタ島に遷都を國王聲明  
四月二十四日(土)  
▽日ソ中立條約を樞密院で可決  
四月二十五日(日)  
▽天皇陛下、靖國神社に御親拜。▽英艦三千五百二柱に對し第三十五回(倫敦)二十包論功行賞。▽日ソ中立條約效力發生。▽全海洋に哨戒制を採用の旨、ルースヴェルト大統領聲明。▽法幣安定資金供與協定に米(五千萬ドル)、英(二千萬鎊)正式調印す  
四月二十六日(月)  
▽陸軍航空隊、雲南各地を猛爆  
▽本年度の産額(八千萬圓)、製絲(六十一萬担)額を農林省發表

四月二十七日(火)  
▽ドイツ經濟親善使節團一行入京  
▽獨軍、アデネに入城、四月二十八日(水)  
▽新設の化兵監に町尻基中將就任  
四月二十九日(木)  
▽天皇節觀兵式。▽陸軍航空隊、昆明を猛爆。▽海軍、航隊、四川、湖南地方を猛爆。▽日滿獨通商初會談を開催。▽ローマで日獨伊混合委員會を開催  
四月三十日(金)  
▽皇后陛下、靖國神社に行啓  
五月一日(土)  
▽企業院改組さる。▽皇軍、甲子港(廣東省東莞)に奇襲上陸す  
▽河北省一部の警備を治安軍と交代する旨北支軍當局發表  
五月二日(日)  
▽英、イラク兩軍開戦す



# 重要機械製造事業法の解説

商工省機械局

## 一、機械の意義と種類

機械は常に手段として使用される。その用途によつて戦闘の手段となり生産、交通運輸の手段となる。軍の機械化が、今日の我が戦闘力を完備する上にどんなに要請されてゐるか、今さらくどくしく説く必要はあるまい。また製鐵業、鑛業、電力等のいはゆる生産力擴充を推進するためにその生産手段である製鐵機器、採鑛選鑛精錬用機器、電力機器等の圓滑な補給が決定的な意義を持つてゐることも容易に理解されることであらう。國防の整備と生産力の擴充とが第一義的に要請される現下の時局において機械の重要性

は蓋し絶對であるといつても過言ではあるまい。もつとも機械の種類は千差萬別であつて、單に機械といつただけではその内容がはつきり判らない位であるが、これをその用途から大別すると(イ)兵器(ロ)時局關係産業用機器(ハ)その他の機械の三種に分類することができ

る。「兵器」は銃砲、彈丸、戰車、航空機、軍艦、光學兵器等が主なものである。「時局關係産業用機器」とはいはゆる重工業の躍進に必要な機器であつて、蒸氣鍋、蒸氣タービン、内燃機關、電氣機器、化學工業機器、鑛山機器、製鐵機器、鍛壓機器、ポンプ、送風機、壓縮機、起重機、工作

機械、自動車、電氣計測器、電氣通信器、軸受、工具、精密測定器などを擧げることができる。「その他の機器」とは國民生活用機器、即ち農機具、醫療機器、纖維工業機器、土木建築用機器のほか、自動車、度量衡器や鏡前、荷車などのやうな雜機械にまで互つてゐる。これ等の中特に本稿で問題として取扱ふのは時局關係産業用機器であつて、以下單に機械といふのはその意味であることを御諒解願ひたい。

擬て機械の用途を更に細かくみてゆくと、特定の産業のみに専ら用ひられる専用機械と、あらゆる産業に共通に用ひられる汎用機械とに分れる。前者の例は洗炭機、反應塔などのやうなものであり、後者の例は電動機、ポンプ、起重機等の如きものであつて、この二者は事業經營の條件、政府の統制方針等で相違するところが少くないのである。

## 二、本邦機械工業の概観

わが國の機械工業が明治二十年頃に至つて漸くその振

期に入つたことは、機械が生産の手段であり、機械工業の發達は一般産業の發達を前提とするものであることから考へて止むを得ないところだつたと考へられる。車輛、電氣機器、ポンプ、水車、工作機械等で今日著名な製造會社は、大概この時期に創立をみたのである。また鑛山機器、製鐵機器、化學機器等について今日大メーカーの名を誇つてゐる諸會社も、この時期に鑛山附屬の修理工場として竊に成長を續けてゐたのである。

一般的機械工業が自由に放任されて運々とした歩みを運んでゐる中にあつて特に造船業は國防上の必要に基づき飛躍的發達の條件に恵まれてゐた。即ち日清戰爭のとき輸入船舶に依存した苦い經驗に徴して政府は明治三十年に造船奨励法、航海奨励法を制定した。これによつて大型船舶建造事業は劃期的な躍進を描き、今日我が國が世界屈指の造船國たるの基礎を築いたのである。そして造船業が經營の合理化を圖るために關聯機器の生産に進出したことは、わが國の一般機械製造事業の發達上重要な意義を持つてゐる。今日の著名機械工場中車輛、電氣機器等に關する

ものを除き造船所または他種産業の修理工場として出發した經歷を有する者が少くないことは上述の事情に基づくのである。

日露戦争後は國內産業の躍進とともに機械工業も一段の躍進を示し、機械工場の新設擴張は夥しい數に上り、技術の進歩も亦見るべきものがあつた。しかしながら本邦の機械工業が確乎たる地盤を固めたのは歐洲大戰時代である。即ち好景氣に乗じて諸種の事業が起り、機械の需要が激増したにも拘らず、機械の輸入は杜絶したので、機械工業は莫大な需要に當面して設備の擴張と技術上の研究に邁進したのである。しかるに、歐洲戦後の反動は、年とともに深刻な影響を一般産業に與へ、その基礎工業である機械工業は更に急速に沈滞の一途を辿つて、昭和六年には最も重大な苦境に立到つた。しかしながらこの時期に、各社が独自の考察に基づいて製造技術の研磨と經驗の蓄積を行ひ、他方には事業經營の合理化により生産費の低減を圖つたことは、翌七年滿洲事變勃發以降における躍進の素地を固めたものといふことが出来る。かくて滿洲事變勃發後、軍需工業及び時局關係

産業の殷盛、滿洲の資源開發は機械工業の加速度的進展を誘引したのである。いま昭和四年と十一年の機械工業指數の全産業に對する比率の上昇振りをみると、工場數において八・八%より一三%に、生産額において八・八%より一四%に、職工數において一〇・四%より一七・六%となり、生産の絶対額は昭和六年の約五億圓に比べて昭和十一年には約一七億圓と三・四倍になつた。しかしながら、これは機械工業全般についての傾向であつて、特殊の重要機械については必ずしも樂觀すべきものではなかつた。特に自動車工業は、國防上産業上極めて重要な工業であるにも拘らず、從來海外における優勢な競争者のためにその確立を阻害されてゐたので、この状態を放置しておくときは國際情勢の推移により由々しい事態に達着することを虞れ、昭和十一年に政府は自動車製造事業法を制定して、國產自動車工業の確立に邁進することとなつた。ところが今次事變以來國防の整備と生産力の擴充に對する要請はますます熾烈となり、機械工業は更に強烈な拍車の下に未曾有の躍進を遂げ、昭和十四年にはその生産額及び職工數において紡織工業及

び金屬工業を凌駕し正に全産業中第一位を占めるに至つた。この間昭和十三年に工作機械製造事業法及び造船事業法、昭和十四年に航空機製造事業法の制定を見、國防工業の樞軸をなすこれ等の機械工業は自給確立の體制を備へたのである。

こゝで、ちよつと機械工業行政の跡を回顧すれば、明治初年以降昭和十年までは上記の造船關係奨励法を除いては格別の助成法令も施行されず、たゞ關稅政策と極めて特殊の機器(例へば軍用自動車、鋼球等)に對する補助金の交付とが最も顯著なものであつて、機械工業の盛衰浮沈は一般經濟情勢の推移に委ねられてゐたかの觀があつた。わが國のやうな後進國が、企業として最も困難な事情を伴ふ高度機械工業を確立するためには特殊の保護政策を必要とすることは論を俟たないのであつて、時局の緊迫と共に國防上必要な自動車、工作機械、航空機等について保護助成を旨とする事業法の制定を見たのは蓋し適策といふべきである。今次事變にあたり戦線における國產自動車の活躍を見、米國の裝輪措置に對して工作機械國產化方策の樹立遂行の

確信を持ち得るとき特にその感を深くするのである。

しかしながらこれ等の事業法は、機械行政の一分野を占めてゐるに過ぎないのであつて、時局に入るや機械工業に對する行政措置は各種資材の配給給付に端を發して俄然廣汎且つ深刻となつた。即ち時局關係機器製造業者はその優劣性の度合に應じて重野主義的に機種の工業組合(日本機軸製造工業聯合會傘下の工業組合及び新業種別工業組合)に編成され、その生産及び製品の配給はすべて工業組合の統制を受けることになり、また資金調整法、設備制限規則によつてその新設、擴張を高度國防國家建設の方向に規制されるに至つたのである。また工作機械等登録規則によつて機械の製造に使用する工作機械等は極めて詳細に政府に登録され、機械工業行政方策決定の基礎資料になると共に機械設備有効利用の見地からする動員を待つこととなつた。更に本邦機械工業を國防國家體制に再編成する主旨で「機械鐵鋼製品工業準備要綱」の決定實施を見るに至つたのであつて機械工業の統制は正に時局の進展とともに止るところを知らないかのやうである。

### 三 重要機械製造事業法 制定の趣旨

わが國機械工業發達の歴史は以上の通りであつて、滿洲事變以來の急激な發展を以てしてもその後進性を脱却し得ず重要機械についてはその生産技術において、また生産能力においても、世界の最高水準に比しなほ遜色を認めるのである。特に今次事變以來の驚くべき躍進は機械の自給率を極度に高めたが、今なほ或る種の大型機械、精密機械等については輸入に俟つ状態であつて、これ等の機種についてはわが國機械工業の缺陷を如實に見るのである。わが國の機械工業の發達を阻害して今なほその後進性の殘滓を留めしめてゐる事情はほゞ次のやうに考へられる。

#### (イ) 需要部門たる他種産業の貧弱性

鑛業、製鐵業、化學工業(液體燃料工業を含む)等の貧弱なことは機械の大量需要を喚起せず大規模機械工場の出現を促進しない。のみならず機械工業新増設の自由放任は、同

種機械の製造者を濫出させて一工場當りの需要量をますます低下させ、そのため特定機械の専門工場は出現の餘地なく、各工場は各種機械の製造を兼營して危険の分散を圖り、反面において特定機械の生産に専心するを得ず、技術の進歩も遅々たるものとなつてしまふ。我が國で電氣機器、ポンプ等の汎用機械が他種の機械よりも發達してゐるのは、その汎用性の故にこれ等の製造事業が比較的繼つた需要を持ち得たからである。

#### (ロ) 材料工業の劣弱性

機械の精密性、耐久性などはその材料に依存する所が大きい。我が國における鐵鋼、特殊鋼、鍛鑄鋼等の製造事業の後進性はまた機械工業の後進性を運命づけるものである。例へば軸受、工具等の製造事業が未だに確立してゐないことは、主として我が國には理想的な特殊鋼の自給が確立されてゐないことに基因する。また電力機器の重要部品が輸入に依存することは所要の鍛造品が自給されないことによるのである。更に自動車の大量生産を圓滑に遂行するに必要な加工適性と耐久性とを同時に有する理想的な鋼材

はなほ十分に生産出来ない等材料工業の劣弱性に關する事は少くない。

#### (ハ) 工作機械工業の後進性

工作機械は機械の母であつて、精密な機械の製造には更に精密な工作機械を必要とするが、工作機械は未だに海外依存の状態を脱却してゐない。工作機械工業の發達はその需要部門である一般機械工業の發達を條件とするのであつて、相互に因果關係を有するため、これを自然に放置しておいたのではその急速な發達は所期し得ない。政府が工作機械製造事業法の制定、その他各種の助成措置を講じて擧力その發達を促進してゐるのはそのためである。

#### (ニ) 技術の低位

機械の設計及び加工技術は極度に科學的なものであつて、紡織、工業の作業上重大な要素である「器用さ」のやうなものとは機械工業ではさしたる意義をもつてゐない。機械工業における技術の低位性は、一般的には一國文化水準の低位性によるのであるが、機械技術試験研究施設の貧弱及び經營規模の小さなことに直接の原因を見出し得る。小規

模工場の氾濫は、かつて製鐵業でも見られたやうに我が國の經濟力の貧困に基因する。かゝる工場では、優秀な生産設備、試験研究設備、技術者を保有する途がなく、歐米製品を凌駕する優秀機械の生産に参加し得ないのみならず、資材有効利用の見地からも遺憾の點が少なくない。勿論、或る程度の小規模工場は、下請工場、雜機械の製造工場としてその存在理由を有するが、我が國ではその數が餘りにも多く、使用職工數二十人以下の工場數は全機械工場數の九〇%以上を占めてゐる。これをアメリカの同規模工場が全機械工場の五〇%内外である状態に比べると、思ひ半ばに過ぎるものがある。

以上の諸事情に對して最善の方策を講じ重要機械工業の確立を圖ることは最近のやうに急迫した世界の情勢下では、特に喫緊の事柄である。即ち自動車、工作機械、航空機のやうな兵器乃至準兵器の製造業に對する法的指導助成より、一歩進んで、こゝに一般重要機械製造事業法についても事業法を制定し、行政措置によつてその育成指導を強化することは刻下の急務といはねばならない。そして事變以

來各種の統制によつて、重要機械工業に關する各般の資料は、政府に整備されてをり、また工業組合制度、各種戦時法令によつて戦時機械工業政策が實施されて來たので、重要機械製造事業法制定の地盤は正に完成の域に達してゐた。かくて本法は第七十六回帝國議會で成立を見たのである。

機械工業確立の目標は、第一には國防上、産業上重要な機器の國産化を圖り、その自給の體制を完成すること、第二には既に自給の域に達してゐる機械についてもその生産技術を向上させ、第三には企業經營の合理化を圖り機械工業全體の能率を昂揚することであつて、本法の規定はこれを焦點として運用されるのである。

#### 四、主要條文の解説

本法の條文の排列を概観すると、第一條では本法の適用を受ける重要機械及び重要機械製造事業の定義を行ひ、第二條で重要機械製造事業を許可事業とする旨を規定し、第四條以下第十一條に至る規定で許可事業者の恩典及び保護

について述べ、第十二條より第十六條の間で許可事業者に對する監督を規定してゐる。而して第十七條以下第三十三條に至る規定は公益上、軍事上または重要機械製造事業の發達を圖る必要に基づいてなし得る諸種の命令に關するものであつて、このやうな強力規定の並列は他に類例を見ないところであらう。

以下本法の骨子をなす主要條文について解説を試みよう。

##### 本法の適用範圍

第一條 本法ニ於テ重要機械ト稱スルハ勅令ヲ以テ定ムル機械、機械部分品(部分品ノ半成品ヲ含ム)及器具ヲ謂ヒ重要機械製造事業ト稱スルハ重要機械ノ製造又ハ組立ヲ爲ス事業ヲ謂フ

本條は本法の適用を受ける重要機械と重要機械製造事業の意義を明らかにしたものである。

重要機械の種類は勅令を以て明らかにすることとなつてゐるが、大體前掲の時局産業用機器(自動車及び工作機械を除く)と兵器とを指定することにならう。機械部分品として

指定するものは、商車、軸受等のやうな部分品専門工場を増養に適するものである。部分品の半成品とは、型打鍛造品のやうなものであつて、半成品の性能が製品たる機械の優劣に重要な關係を持つ點に着目してその製造事業に對しても本法を適用することとしたのである。器具とは工具の如きものをいふ。

重要機械の組立をなす事業とは、下請業者に全部部品を製造させ單にその組立のみをなす事業である。

重要機械は、昭和十六年度から生産力擴充品目に追加され資材配給上も特別の優遇を受けることとなつたのであつて、本法の運用と相俟つて斯業の速かな確立を期し得るものと思はれる。

##### 重要機械製造事業を許可事業とした事由

第二條 重要機械製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(第二項略)

本條は命令を以て定める規模以上の重要機械製造事業を

許可事業とする旨の規定である。斯業を許可事業とした理由は、重要機械製造事業を確立するためには事業の濫立を防止して優秀な事業者を選び、これを合理的計畫の下に指導するとともに適當な監督を行つてその基礎を堅實ならしめる必要を認められたからである。そして命令を以て定める小規模の事業については、我が國の重要機械製造事業の確立を圖る上にさまでその重要性を認め得ないので、これに對しては許可制度を適用しないこととした。しかしながらこの種の事業は設備制限規則等によつてその濫立を防止し得るであらう。

##### 許可事業者の受ける恩典

第四條 勅令ヲ以テ指定スル重要機械製造事業(指定重要機械製造事業)ヲ營ム重要機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム指定重要機



機製造事業ニ付所得税又ハ所得ニ對スル法人税及營業税ヲ免除ス(第二項以下略)

本條は從來國産化をみなかつた重要機械を製造せんとする事業者が、一定規模以上の設備を新設し、または増設した場合これに對しその設備を以て營む事業につき一定期間免税する旨の規定であつて、研究に多大の危険を伴ひまた巨大な生産設備を必要とするが、需要が少い或る種の重要機械(例へば大型水壓機、液體燃料製造用機械)についてはこれを自然の儘に放置するときはその確立を期し難いので免税の恩典を與へて經濟上の負擔を軽減しようとするのである。

この種の重要機械製造事業に對してはなほ第五條で地方税を免除し、また第七條でその事業のため必要な機械類を輸入する場合には一定期間輸入税を免除することとするのである。

第八條 重要機械製造事業者ノ營ム重要機械製造事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

競争者から打撃を受けないやうに必要に應じ外國機械の輸入を制限し或ひは關稅の増徴をなし得ることとなつてゐる(第十條、第十一條)。

許可事業者に對する監督

第十四條 重要機械製造事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出デ又ハ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ  
政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

本條は許可事業者に事業計畫を政府に提出せしめ必要あるときはその變更を命じ得る事を規定したものである。事業計畫書には設備に關する計畫、生産豫定數量、販賣豫定數量等を記載させ、これによつて政府は事業の詳細な内容を知り、指導監督上遺憾なきを期することが出来るのであつて、許可事業者の生産分野の測定等は本條の運用によつて實現することが出来る。そして大規模の事業者は少數でありながら全國の生産額の大部分を占めるものである

本條は重要機械製造事業中勅令を以て指定したものが、土地を收用又は使用し得ることを規定したもので、工場を分離して建設する事が困難な機種、例へば大量生産方式を採るもの(軸受の如きもの)、製品の重量が極めて大であつて運搬困難なもの(大型鑄鉄機械の如きもの)、熱の有効利用を圖るべきもの(鍛工品の如きもの)等の製造事業がその新設、増設をしようとする場合に土地の取得が困難なため支障を生ずることのないやうに考へたものである。但し本法の適用は、上述のやうな事業が相當規模以上の新設、増設をする場合に限定するやう勅令を以て規定することとなつてゐる。

第四條の指定重要機械製造事業の範圍と本條の適用を受ける事業の範圍とはそれ／＼の規定における目的が相違するのであるから必ずしも一致することとはならないのである。

なほ總ての重要機械製造事業者が受け得る恩典は、第九條に規定してあるやうに商法第二九七條の制限を超えて社債の募集をなし得る事であり、一般的保護措置として海外のから、特に事業計畫について認可を受けさせ、その他の事業者は多數ではあるがその生産額上占める割合が小さいので、單に事業計畫を届出でさせることとしたのである。

許可事業者に對する監督規定としては、第十二條で一定規模以上の設備の増設又は變更について政府の許可を受けさせ、第十三條で事業の全部又は一部の譲渡、廢止、休止、合併等について政府の許可又は認可を受けさせ、更に第十五條で製造又は販賣に關する協定の設定、變更、廢止について、政府に届出させ、政府は公益上必要ありと認めるときは協定の變更又は取消を命じ得ることとする。

技術向上、經營合理化促進のための強制措置

第十八條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲又ハ軍事上特ニ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シ重要機械又ハ其ノ部分品ニ付研究、試作其ノ他製造ニ關スル命令ヲ爲シ又ハ設備ノ擴張、改良、變更若ハ工場ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

本法における重要機械製造事業の發達を圖るためには、特殊機械について研究、試作を命ずるなど製造に關する命令をなし、又は設備の擴張、改良、變更或は工場移轉を命ずることの必要な場合を生ずるであらう。また軍事上の必要に基ついて以上の命令をなすべき場合も豫想される。工場の移轉に關する命令は國土計畫の遂行、經營の合理化等を圖る上からその必要を生ずる場合が考へられるので本法で特に規定を設けたのである。なほ設備の變更は設備の更新も含むから、設備の更新に關する命令も本條によつてなす事が出来るのである。

第二十二條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シテ重要機械ノ製造ニ關スル技術又ハ研究ニ付テハ重要機械製造事業者ニ對スル協力ヲ爲シ又ハ他ノ重要機械製造事業者ヨリ協力ヲ受クルコトヲ命ズルコトヲ得

重要機械の製造技術の向上を圖るためには重要機械製造事業者をして互に協力し技術者の貸與、研究の成果の提供等をなさしめる必要を見ることが少なくないであらう。そこ

で本條で政府が重要機械製造事業者に對し協力をなし又は協力を受けるべきことを命じ得る事を規定したのである。そして協力を受けるべきことを命じる規定を設けたのは國家的見地からするときは協力を受けさせる必要が明らかなきときでも協力を受ける側で採算上その他の考慮から協力を受けない場合があるのを感つたからである。

第二十三條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造ニ必要ナル見本機械若ハ圖面ヲ所有シ若ハ所持スル者ニ對シテ重要機械製造事業者ニ之ヲ利用セシメ又ハ重要機械製造事業者ニ對シテ之ヲ利用スルコトヲ命ズルコトヲ得但シ特許又ハ登録實用新案ニ係ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

重要機械の國産化その他製造技術の向上を圖るためには國で未だ製造可能の域に達しない機器の見本機械または圖面を許可事業者に利用させる必要があるので、本條でその利用に關する命令をなし得る事を規定した。本條の命令は輸入品、公立試験所、化學工業者等廣く機械業者以外に對してもなし得るものである。また見本機械等の所有者

のみならず賃借、寄託等により所持する者に對しても直接命令をなし得る。見本機械、圖面中特許發明または登録實用新案に係るものについて利用に關する命令を行ふと、特許權等について實施權を設定させることとなるが、實施權の設定に關する命令は、特許權に關する一般的規定に課るのが適當なので本法ではこのやうなものについては命令し得ないこととしたのである。

第二十六條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ重要機械ノ製造ニ必要ナル機械又ハ器具ヲ所有シ又ハ所持スル者ニ對シテ其ノ讓渡又ハ賃貸ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得(第二項略)

重要機械製造事業の發達を圖るためには、重要機械の製造に使用する高級精密な機械及び器具を重要機械製造事業者に供給する必要があるからこのやうな機械または器具を所有し又は所持してをりながらこれを有効に利用してゐない者に對し、これを重要機械製造事業者に讓渡または賃貸するため協議を行ふことを命じ得ることとしたのである。

先般施行した工作機械等登録規則は本條の運用について有效な資料を提供することとならう。なほ本條の命令を重要機械製造事業者以外の者に對しても行ひ得ることは第二十三條の場合と同様である。

第三十條 政府重要機械製造事業ノ發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ重要機械製造事業者ニ對シテ其ノ供給ヲ受クル部分品ノ種類若ハ數量又ハ供給者ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

重要機械製造事業の發達を圖るためには部分品の製造、供給について下請工場を活用すると共に、親工場と下請工場との間に専屬關係を確立する必要がある。本條によつて政府が許可事業者に對し下請發註をなすべき部分品の種類を指定したり、下請發註量を一定量増加させたり、また特定の下請工場に對し部分品の發註をなさせる等のことが出来るやうにしたのである。

第三十三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ重要機械製造事業者ニ對シテ其ノ事業ニ關スル設備ノ償却ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ試験若ハ研究ノ目的其ノ他命令ヲ以テ定ムル

### 五、結 語

目的ニ充ツル爲特別ノ積立金ヲ命ズルコトヲ得  
機械工業は不況時の打撃を最も深刻に受ける事業であつて、好況時に經營の基礎を堅實にして置く必要が特に大きいので、本條により償却命令をなし得ることとした。また重要機械製造事業の急速な發達を圖るためにはその研究施設を充實すると共に、研究の規模を事業收益の増減によつて伸縮せず、これを恒常的計畫の下に繼續させる必要があるもので、本條によつて試験、研究に充てる積立金の積立を命じ得るやうにしたのである。

なほ本法の許可限度以下の規模を以て、重要機械製造事業を営む者に對しては、本法の規定を一部準用して必要ある場合には機械工業の一元的統制を徹底し得るやうに考慮してある(第三十六條)。

また經過的措置として本法施行の日に現に許可を受くべき事業を営んでゐる者に對して本法の許可を受けない場合でも、一定の期間現狀の範圍内で事業を繼續することを認められてゐる。

本法の運用に當つては事業者の團體と緊密な連絡をとり本法の所期する所をなるべく自治的に實現させるやうに指導する方針である。即ち經濟新體制機構としての機械統制會は近く誕生する見込であるが、本法に基づく申請書、届書等はなるべくこの統制會を経由させその際統制會の意見を添附させることとし、また各種の命令規定も發動前に一應統制會會長をして同趣旨の指令を發せしめ、それで目的を達成し得ない場合に始めて傳家の寶刀を抜くといふ心組を以て運用に當るやうにしたいと考へてゐる。重要機械工業の確立を圖るためには機械工業に従事してゐる者は勿論、各種の試験、研究機關及び機械の需要者である他種産業の經營者等の理解ある協力が必要であつて、官民一致の熱誠な努力によつて始めて本法所期の目的は達成されるものと考へる。



## 優良多子家庭の表彰について

厚生省社會局

### 我が國人口の消長

國家民族の隆替が、その國の人口の消長に起因する所が大きいことは、古へのギリシヤ、ローマの興亡はもとより、近世國家の隆替も亦この事實を明らかに物語つてゐるのであつて、こゝに改めて論ずるまでもない。

つて、わが國の人口の消長をみると、上古には大約四百萬(八皇第三十二代崇峻天皇二年即ち紀元一二四九年における聖德太子傳記によれば三、九

三二、一五一八、中世には約一千八百萬(天正年間即ち紀元二三三三年—二四六六年における吉田東伍の維新史八講による)、降つて近世には約二千六、七百萬(享保十一年即ち紀元二三八六年及び弘化三年即ち紀元二五〇六年における吹塵録による)と増加し、最近では内地だけでも約七千三百萬(昭和十五年十月一日現在國勢調査人口七三、一一四、三〇八)に達してゐるのであつて、これは偏へにわが國民の優秀な素質の賜ものであり、隆々たるわが大和民族の生成發展の跡を如實に物語るものとして大いなる感激と誇りとを禁じ得ない。

而して今やわが民族は大東亞共榮圈の確立に邁進しつつあり、これのために、國民各自がいよゝその矜持を高めると共に責任の重大なることを自覺して、更に一段と飛躍的發展を遂げねばならない。従つて、わが國は今後ますます多數の、しかも優秀な人材を必要とするのであつて、多數の子孫を儲け、その保

護育成に遺憾なきを期し以て優秀な人材の漸養に努めることは、國民としてまた國家としての重大な責務であるといはなければならぬ。

人口の増強に關しては、政府でも、先に人口問題研究所を開設して諸般の事項に涉つて研究調査を重ね、また本年一月二十二日、閣議において人口政策確立要綱を決定したが、さらに進んで、その具體的な方法を實現する歩みを着々進めてゐるのであつて、一般國民もこの間の事情をよく考へ、この問題の重要性を深く認識して、いやくも妊娠忌避等のやうな差障退却した思想に陥ることなく、積極的に人口の増強に資すべく、雄渾にして發展的な氣宇を以てこの問題の解決に協力されんことを切望してやまない。

### 多子家庭表彰の理由

以上の事態と要請から厚生省では、昭和十五年十一月三日明治節の佳辰に當つて、新たに全國の優良多子家庭一萬六百二十二の表彰を行つたが、なほ十六年度にも、前年度同様表彰を行ふほか、更に進んで優良多子家庭の子女の育英をも併せ行つて、これら多子家庭の經濟的保護の一方途とすると共に、國家有爲の人材の育成を圖り且つ多産の獎勵に資さうとしてゐるのである。

昭和十五年度に初めて實施された優良多子家庭の表彰は、敘上の動機に基づいてなされたのであるが、なほその趣旨について、少し詳しく説明しよう。

まづ、右表彰要項の趣旨には「堅

實ナル家庭ヲ營ミ子女ヲ健全ニ育成スルハ國民生活ノ根幹タル家ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ國本ノ培養ニ寄與スル所以ナリ」と記してある。即ち、我が國では古來國民生活の根幹は家に在り、子女を健全に育成することがたゞにこの家の基礎を強固にするばかりでなく、國本の培養に寄與する所以であることを示してゐるのであつて、更に「殊ニ多數ノ子女ヲ擁シ之ヲ養育ヲ全ウスルハ一般ノ蠲蠶トナスニ足ルモノトス」とあるのは、多子を儲け、しかもこれをよく育成することが、たゞ單に差當つての時局の急需に應ずる所だけでなく、永遠に生成發展すべき我が國家と民族の表徴として、まことに一般の蠲蠶とするに足るものであることを示し、最後に「仍テ是等ノ家庭ヲ表彰

シ以テ兒童保護精神ノ昂揚ヲ圖リ家族制度ノ確保ト國運ノ隆昌ニ資セントス」と結んであるが、これ等の家庭を表彰すると同時に、一般の多産奨勵に資し以て皇國の悠久なる發展隆昌を致さうとする國家及び民族の要請と動向とを現はしたのである。以上の趣旨は、固より昭和十六年度の優良多子家庭の表彰に當つても違はない。

### 表彰される條件

次に右の優良多子家庭の表彰條件に關しては、昭和十六年度にも前年度同様左のやうに定められてゐる。

「被表彰者ハ左ノ各號ニ該當シ他ノ模範トスルニ足ル家庭ノ父母トス但シ父又ハ母ナキトキハ其ノ現ニアル一方トス

1 父母ヲ同ジウスル滿六歳以上ノ嫡出ノ子女十人以上ヲ自ラ育成シタルコト

2 子女(六歳未満ノ子女ヲモ含ム以下之ニ同ジ)中死亡シタル者無キコト但シ戰役事變ニ因リ又ハ天災地變等避クベカラザル事由ニ因リ死亡シタル者ハ之ヲ生存者ト看做スコト

3 子女ハ何レモ身心共ニ健全ナルコト但シ戰役事變ニ因リ又ハ天災地變等避クベカラザル事由ニ因リ健全ナラザルニ至リタル者ハ之ヲ健全ナル者ト看做スコト

4 父母及子女ハ何レモ品行善良ニシテ其ノ家庭堅實ナルコト

と、六歳未満の子女を子女數の要件である十人といふ中に加へなかつたことと、嫡出の子女だけが考慮されたことと、子女數を十人以上と定めたこと、子女中に死亡者がないことと等は3及び4に規定されてゐるところと比べて一段と明確に示されてゐるが、これは以上の四條件中の原則ともいふべき眼目であつて、既に本表彰の趣旨で明示されてゐるやうに、「堅實なる家庭生活」の上における「多子」であり、またその「養育を全う」することが國力發展の原動力たる人的資源の漸養に資する所以であるからである。

### 第一回表彰の結果

以上の趣旨及び條件によつて昭和十五年度には、五月三十一日現在で

全國各市町村において該當家庭を調査し、更に各道府縣で審査して道府縣知事より内申されたものについて慎重審議の結果、一萬六百二十二の家庭を選定して、十一月三日明治節の佳辰を下して、全國道府縣廳で、厚生大臣の表彰状と記念品とを各道府縣知事を通じて傳達したのである。

選定された優良多子家庭をみると、先づ、これらの多子家庭は都市に少く地方の町村に多く、殊に農家が全表形家庭の六割五分以上を占め、我が國では農村が、いはゆる人口の重要な貯水池であることを示してゐる。次に家庭の經濟狀態別にも、中流家庭が最も多くて六割五分に近く、次が中流以下の家庭、最も少いのは上流家庭である。また、母の第一子分娩時年齢は二十歳以上二

十五歳未満のもの約半數を占め、十五歳以上二十歳未満のもの四割七分強を占めてゐる。即ち、いはゆる適齡期婚の奨励が人口増強の一方途として重要なことを物語つてゐる。

#### 育英費補給を實施

以上、昭和十五年度に實施した優良多子家庭の表彰の結果を顧みると、多子家庭で最も憐れとするものは子女の教育費の問題である。従つて児童保護手當支給の如き一般的經濟保護制度は勿論考慮されねばならぬが、厚生省では、差當り優良多子家庭の子女の育英を實施することとし、厚生大臣の表彰を受けた優良多子家庭の子女中、資力の關係上中等學校以上の教育を受けることが困難な者に對し學費の全部または一部補

給を行ひ、以て多子家庭の經濟的保護の一方途とするともに、人材の育成並びに多産の奨励に資することとなつたのである。右優良多子家庭の子女に對する育英費補給の要綱は次の通りである。

#### 優良多子家庭

##### 子女育英費補給要綱

- 第一 厚生大臣ノ表彰ヲ受ケタル優良多子家庭ノ子女ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ修學ニ必要ナル學費入全部又ハ一部ノ補給ヲ爲スコトヲ得ルコト
- 一 表彰ヲ受ケタル父母ノ子女ニシテ其ノ家庭ニ於テ養育セララル者ナルコト
- 二 學費不足ノ爲中等教育以上ノ

#### 教育ヲ受クルコト困難ナル者ナルコト

- 一 學費補給額
- 二 履歴書
- 三 已ニ履修シタル最近三年間ニ於ケル學業成績及性行ニ關スル證明書
- 四 身體検査書
- 五 家族調査

#### むすび

- 第一 補給額ハ中學校、高等女學校、師範學校、實業學校及之等ニ準ズルモノニ在學スル者ニアリテハ一人年額二百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等ニ準ズルモノニ在學スル者ニ在リテハ一人年額五百圓以内ナルコト
- 第三 學費ノ補給ヲ受ケントスル者ハ四月二十日迄ニ左ノ書類ヲ具シ市(區)町村長ヲ經由シ地方長官ニ之ヲ提出スルコト

頭初に述べたやうに、わが國の人口は飛躍的發展を遂げてきたが、皇國の使命達成上今後一段とこれが増強を圖るの要緊なるものがある。しかるに、わが國最近の人口消長の現象には決して樂觀を許さないものがある。これを出生率についてみれば、大正九年人口千に付三六・二を最高とし、爾來漸減の傾向にあり、昭和十三年には遂に出生率は人口千

に付二六・七に低下するに至つてゐるのである。他面、乳幼児の死亡率などは依然として高率であつて、列強中最高を示してゐる状態である。従つて、この際一方では積極的に出生の増加を圖ると共に、他面、各般の對策を講じて母性並びに乳幼児の保護に萬全を期さなければならぬ。しかしながら、この問題の根本的解決は、究局するところ國民の雄渾にして積極的な精神の振作によらねばならぬ。即ち人口政策確立要綱中にも謳はれてゐるやうに、個人主義的世界觀を排して、家と民族を基礎とする世界觀の確立徹底を圖ることが肝要であつて、この際一般國民において民族問題に關する關心をいよゝゝ高めるとともに、その認識をますます深められんことを望んでやまない。

# 神宮式年御造替と山口祭

## 神 祇 院

長くも伊勢の神宮では、式年御造替の制に基づき、紀元二千六百一年を迎へた本年から昭和二十四年度式年御造替が開始されることとなつたので、これに伴うて風薫る五月二日、神宮宮域内でその最初の祭儀たる山口祭が厳かに執り行はれた。この機会に神宮式年御造替と山口祭等について大略述べてみよう。

進し、舊殿から新殿にお遷し申上げてゐる。これを式年遷宮、世に正遷宮とも稱し、國家最大の重儀の一とせられてゐる。

この一定の年限即ち式年は、二十年と定められてゐるが、按ずるにこれは、葦原、御立社の御建築の様式においては神宮の尊嚴を維持するに必要年限であるといふことを多年の経験に基づいて考へ定めらるるに至つたものと拜察される。又この年數の算へ方については、古今多少の相違があるが、今日では前遷宮から滿二十

年毎に行はれることと成つてゐる。

なほ、今一つことに注意すべきことは、式年御造替一切の事が古例のままに直接國家の手によつて行はれてゐることである。御造替の事務を掌る當置の機關として今日では造神宮使廳といふ官廳が設けられ、それら一切の經費が國費を以て支辨され、しかもその長官である造神宮使には神宮祭主を戴きまつり、御造替の規模は悉く古制に準據して嚴重な神事とともにその工程を進めらるるなど、そこに神國日本の尊嚴な姿を拜するのである。

御造替工事着手の期に至ると、まづ山口祭が執り行はれる。中古この祭儀は御遷宮の四年前行はれ、後多少の例外もあつたが、近來は凡そ

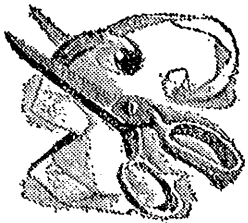
遷宮の十年内外以前に行はれる。前式年遷宮においては大正九年五月二日の山口祭に始り、昭和四年十月の遷御の御儀に至るまで約十年の日子を費してゐる。そしてこの期間御造替に伴つて執り行はれる諸祭典の日時は、その重いものはいづれも御治定を仰ぎ奉り、他は内務大臣が決定することになつてゐるが、山口祭は遷宮の御儀に關して最初に行はれる嚴儀であるので古へから日時を宣下せられ、特に重んぜられて来た。

てられた。爾來幾多の變遷を経て近世以降は大體木曾山を以て御山に定められる慣例となつてゐる。但し御造替用材中最も神聖な心御社の御料材は、今も昔の如く皇大神宮は神路山、豊受大神宮は高倉山から奉採するので、この兩山は不變の御山として、山口祭はその山口に當る兩宮の宮域附近においてそれ／＼嚴修される。

神聖な正殿の心御柱の御料木を奉採するための木本祭が古代ながらの御山の山奥において嚴修される。かくして御造替工事の進むにつれて、木造始祭、立柱祭、上棟祭、御船代祭、梓築祭、後鎮祭等の諸儀が次々に執り行はれ、清楚にしてしかも莊嚴極まりない御社殿が底津磐根に宮柱太しく立ち、高天原に千木高知つて、よ／＼國民慶祝の裡に遷宮の大儀が執り行はせられるのである。

その次第はまづ造神宮使以下神宮大宮司等、各正宮奉拜の後、五丈殿に着座して古式のまゝに山口祭饗膳の儀が行はれ、引續き齋庭において若松の唐模様を拵つた半尻や袴姿の物忌(童男・童女)等も奉仕して、祭儀が厳かに執り進められるのである。次いでその夜の淨間の裡に、最も

こゝに神宮御造替がよ／＼開始せられるに當つて、吾々國民は齊しくこの古くして貴き傳統に輝く神宮奉齋の盛典を祝ぎ奉るとともに、廣大無邊なる御神徳を欽仰して、いよ／＼天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。



# 最近發明界の話題

(上)

特許局

いふ迄もなく、近代戦は國家總力戦である。ヒトラーが

「開戦後半歳の消費は過去七ヶ年の準備に匹敵

する」と述べてゐるのをみて、戦争が如何に莫大な生産力を要求するものかが分るのであつて、しかも近代戦の特徴である長期戦を完遂するためには、どうしても一國の生産力が相手國のそれを凌駕して常に絶對的優位を確保しつゞけなければ、最後の榮冠を獲得することは出来ないであつて、各國が競つて生産力の向上に最大の努力を拂つてゐるのも亦當然といへよう。

## 發明界のトピック

去る四月六日ドイツは、昨年半ばフランスを打倒して以來の沈黙を破り、再び干戈を取つて、ユーゴに攻入り、四月十三日には早くも首都ベルグラードを、二十七日にはギリシャの首都アテネを陥落させ、さしも難戦を豫想された山岳戦も見事に克服して堂々バルカンを平定してつたのであるが、獨軍の電撃振りを

顧みるとき、今さらながらその超人的戦果に瞠目せざるを得ないのである。

一體ドイツはなぜ強いのか。勿論その理由としては作戦用兵の妙、或ひは外交工作の宜しきを得たことも原因の一つではあらうが、衆目の見るところ、十指の指すところ、優秀な科學兵器と、銃後の卓抜した生産力にその主因をおくものといはなければなるまい。

しかも現在のやうに世界各國が地域的に孤立して、いはゆるブロックを形成してふと、一國の利用し得る資源にも制限があり、勞働力その他の關係から生産設備も無制限の擴充は不可能であり、こゝに不足資源はその代替を考へなければならず、生産力は質的向上によつて補はなければならなくなる。

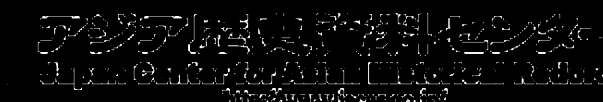
このやうにして一國の科學技術陣は、一層の刻期的振興を要求されてくるのであつて、最近我が國でも發明考案の振興が喧しく論ぜられるやうになつたのもこのためである。それでは世界の發明界は、今どんな趨勢にあるだらうか。

第一表は昭和十三年度の列國の特許(實用新案を含む)出願件數と登録

件數を示したものである。昭和十三年以降は今大歐洲動亂のため、詳細な數値を知ることが出来ないが、この表でみても、ドイツが戦前すでに如何に多くの特許出願件數をもつてゐたか、そして英佛の特許出願件數が如何に貧弱であつたかが分る。勿論一國の發明界はその特許出願件數だけで評價するべきではなく、その質をも考慮に入れて論ぜらるべきものであるが、しかし、その特許出願件數だけでも一つの目安とする

ことが出来るものである。ドイツの華々しい戰勝の跡、英佛の敗退の跡、そして獨、英、佛等の特許出願件數等の間には何の關聯もないものではあるまい。一國の發明界振作の必要はこれによつても明らかである。それでは我が國の發明界はどうであらうか。我が國も昭和十一年度に

國名	出願件數	登録件數
日本	53,555	45,535
獨逸	1,056,606	455,568
伊太利	225,522	112,222
アメリカ	695,511	455,568
イギリス	375,511	233,511
佛蘭西	1,025,511	600,511
カナダ	105,511	75,511
瑞西	35,511	25,511

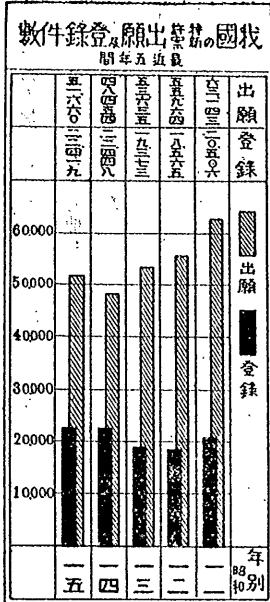


はドイツに次いで世界第二位の特許出願件数をもつてゐたのであるが、支那事變勃發と共に産業界の編成替へその他の影響を受けて、一時的の減少を見たが、最近再び活況を呈し、増加の傾向を辿りはじめたことは邦家のため洵に慶祝すべきことである(第一表参照)。しかし、我々はこの現状で満足してはならない。より多く、より素晴らしい發明、考案がますます盛んに行はれ、戦時下日本の生産力擴充に、不足資源の確保に力強い基礎を與へなければならぬ。

以下、我が國發明界の目星しいトビック二、三を拾ひ上げて、簡単な解説を加へよう。

### 海水利用工業の話

海水利用工業とは、海水の中に含



まれてゐる多くの重要な礦物資源を工業的に回収して、戦時下日本に必要な物資を供給しようとする極めて斬新な着想に基づく工業である。

海水は周知の通り、地球の創生以來何億年といふ長い年月の間地表を走りまいて存在するもので、地上に存在する多くの礦物資源は雨水に洗はれ、河川を通じて海洋に流入してゐる。學者の研究によると、海水の中に存在する元素の数は三十六種にも及ぶといはれ、吾々のよく知つてゐる食鹽をはじめ、鹽化マグネシウム、硫酸加里、鹽化加里、炭酸カルシウム、臭化加里、或ひは極めて微量ではあるが、金、銀、ワナジウム、ウラニウム等も含まれてゐるといはれてゐる。ではなぜ從來これ等の有

用資源の回收が企圖されなかつたかといふと、海水の大部分を占めてゐる水分を除去するのに燃料その他を用ひることは經濟的に許されず、また海水の中に含まれてゐる礦物資源も輸入その他によつて比較的安價に、しかも容易に入手できる關係から、海水の中からこれ等の資源を回收することは結局經濟的に成立たなかつたのであつて、専ら太陽熱を利用して海水の中から水分を除いて食鹽だけを得る、いはゆる鹽田法が行はれて來たのである。

ところが、今日のやうに世界がブロック別に孤立して了ふと、どうしても一國に必要な資料は自國で供給するといふ、自給自足の途を考へなければならなくなり、そこで海水中

に含まれてゐる資源が着目されてきたのである。

海水利用工業は、早を承ら元專賣局技師鈴木寛博士が研究し、海水加熱用の熱エネルギーを電力エネルギーとして回収すると同時に、回収される物資を多角形的關係において、工業化することによつて、はじめに經濟的な基礎が與へられようとしてをり、海水利用工業が喧しく論ぜられるやうになつた。

鈴木博士の提案の海水利用工業は大略次の方法で行はれる。

まづ海水をポイラーに入れて加熱するのであるが、その前に海水中に含まれてゐるカルシウム鹽、マグネシウム鹽等を化學處理によつて除去して、金屬マグネシウム、カルシウ





ロセス・スチームとして利用される。この方法では海水中の大部分を占める水分を除くために石炭を用ひて加熱するが、これに要する熱エネルギーの大部分は電力の形で回収され、残餘のエネルギーはプロセス・スチームとして利用され、直接得られる苛性曹達、鹽素、水素、金屬マグネシウム等はさらに多くの化學工業に利用され、さらに加里、臭素、硫酸、金、銀その他貴金屬まで回収される。

海水を利用して工業的に資源を回収する方法はその他いろいろ考へられやうが、問題は如何にしてこれに經濟的根拠を與へるかにある。世界の經濟的ブロック化はますます強化されて行く傾向にあるから、無盡藏

の海水を利用するこの工業は、今後の我が國にとつてますます重要な役割を演ずるものとして重視しなければならぬ。

### 高力陶器の話

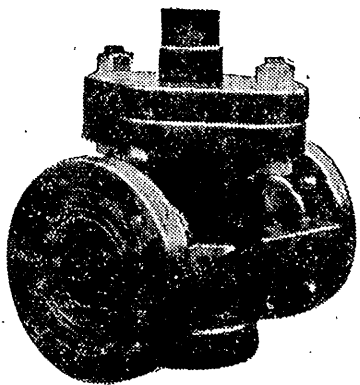
最近の物資不足は各方面に現はれてゐるが、特に金屬の不足は甚だしい。

この金屬不足を補ふものとして各種の金屬材料の代用品が考へられてきたが、その大部分は一次的資材を二次的資材で置き換へるか、或ひは金屬部分を非金屬材料で置き換へる等の間に合せのものが多く、本格的の代用品はまことに少いやうである。ところが茲に述べる高力陶器

は、陶器と合成樹脂等の非金屬材料とから作るものではあるが、その性質は十分に金屬の性質を具有してゐるばかりでなく、從來の金屬では望むことの出来なかつた獨特の性質をもつてをり、金属材料の本格的代用品として十分注目すべきものである。

元來陶器はこはれ易いものと考へられてゐたが、速水永夫博士は、陶器に合成樹脂の初期縮合物を浸透させると、陶器の硬度が極めて高くなつたのであるが、その強度は極めて高く、鐵の代用品として、或ひは鐵管、プレート、その他各種の金屬外、管の代用品等として立派に金屬代用品の役目を果たすと同時に、高力陶器が

非金属材料より成る關係で銹る虞れがなく、従つて耐酸、耐アルカリ性が高いので、酸、アルカリに接觸する容器、ポンプ、ヴァルヴ等に利用



高力陶器製水制御ヴァルヴ

よる加工が可能であるから、陶磁器では望み得ない細い加工ができ、それだけ広い應用範圍をもつてゐる。

速水博士は工場内のお稻荷さんにお話したとき、燈明用の古い陶器に油が浸潤して硬化してゐるのを見て、この發明を完成する動機を得たと述べてゐるが、深長な觀察力が如何に重要な發明を興す大切な要素となるかが分るのである。

されるほか電氣絶縁性が高く硬いために、從來の金屬では果し得なかつた電氣器具の絶縁材料として獨特の應用方面をもつてゐる。しかも高力陶器ではパイプ、グラインダー等に

石膏等の型造品に人造樹脂を浸透硬化させて作る高力セメント製品を、或ひは陶器にゴムを浸透させた後に加硫する方法、溶融金屬を浸透させる法方等の發明を完成してそれ

工業化が進められてをり、金屬不足の折柄まことに心強い次第である。

### TOKYO GAZETTE

#### 擴大強化増頁第一號

週報の英文版「東京ガゼット」五月號を見よ

主なる内容

- 一、泰佛印國境紛争の歴史とその解決
- 一、總動員法改正
- 一、前戦勇士の文藝思案作品
- 一、國民學校の新教科書

上旬(五月)五號、一ヶ月約九  
一ヶ月約三號、一ヶ月約三號  
東京市神田區丸の内區内  
編輯部東京一六五二八三番

中賣發下目



# 全國金屬増産運動について

商 工 省

この日常生活は金属と密接な関係を持つてゐます。しかし、こゝではそんな用途はともかく最も重要なことは、帝國未會有の難局に對處して、いかにして完

## 金属の重要性

今回政府は、四圍の國際情勢の必要から廣く全國的に金属増産運動を起すことになり、五月一日から七月三十一日までを「全國金属増産強調期間」と定め、企畫院、商工省、厚生省の共同主催で金属礦物（硫黄、硫化鐵礦等を含む）の増産に一段と拍車をかけることになり、目下實施中です。

私たちの周圍を見廻すと、鐵瓶やナイフやフォークのやうな飲食用器具、その他の家庭用品、建築用附屬金具、さらにはハンドバッグ、時計のやうな身廻り品や、置物のやうな裝飾品に至るまで、すべて金属でつくられてをり、私た

全に軍需を充足して高度國防國家を建設すべきかといふことであります。

一口に金属といつても、金、銅、鐵、鉛、亜鉛、錫、水銀、アンチモン、マンガン、タングステン、モリブデン、ニッケル、クロムなど、種類は種々雑多であり、用途も廣いのです。鐵の重要なことはいはすもがな、銅は電線や眞鍮となつていろ／＼の兵器部分、例へば藥莢をつくる資材となり、鉛は彈丸や蓄電池に、亜鉛は銅との合金として眞鍮をつくるに不可欠のものであり、錫は鍍金のほか戰車、自動車、トラック等の軸受合金用に消費される分量も相當多く、なほ水銀は雷管用として、アンチモンは榴散

彈製造、蓄電池用等として、マンガンは製鐵製鋼用としていづれも緊要欠くことのできないものであり、またタングステン、モリブデン、ニッケル等が特殊鋼の原料として諸種の兵器機具に欠くことの出来ないものであることは、ここにあらためて述べるまでもありません。

これらは金属が直接軍事に使用されるほんの一例に過ぎませんが、その他送電線或は種々の機械器具となり、生産力擴充の原動力となるのであります。

こゝでは是非強調しておきたい點は、金の重要性でありませぬ。最近における諸般の情勢の變化から巷間往々にして金のもつ重要性がいくらかでも減退したかのやうな議論をする者が無いでも無いのですが、これは全然誤りであつて、わが國が今後大東亞共榮圈の確立を達成するためには、國際經濟戰の武器であり、圓系通貨政策の基礎である金の重要性がいよ／＼増大する一方であることは申すまでもないところであります。

要するに、これ等の金属を地下から採取する鑛業は、諸工業の基礎産業として、國防上、産業上極めて重要な位置

を占めてゐることは今更いふまでもありません。近代の戰爭は機械化戰でありまして、戰場で消耗する物資は莫大な數量に上るのであります。

## 資材を豊富にするには

一方において極めて大規模な戰爭を続けながら、他方それに必要な物資を十分に補給することは容易なことではありません。軍需資材を豊富迅速に供給するためには、或ひは一般消費を節約し、使用を禁止または制限し、或ひは資源を回收し、或ひは輸入を増加する等、いろ／＼の方策を講じてゐるのであります。既存物資といふものほゞ豊富にあるわけではなく、自ら限度があるのであります。では輸入の方法はどうかといふと、現に我が國は、需要の多くを従來海外から輸入して賄つてゐたのですが、それが御承知のやうに英米系諸國が昭和十四年八月以來屑鐵、銅、鉛、亜鉛、錫、水銀、ニッケル等の對日輸出を相ついで禁止または制限するやうになりましたので、これらの諸國からの輸入の途は杜絶したのであります。

かかる国際情勢に直面しつゝなほ且つ急増する軍需の充足を完備にするためには、何をおいても国内生産を豊富にする以外に途はないのであります。今や我が國は日滿支を根幹として大東亞共榮圈内の自主的經濟の確立を圖らうとしてをりますが、金屬鑛業については、二三の特殊なものを除いては、まづ重點を日本においてその増産を圖らねばならないのであります。わが國が東亞共榮圈の指導者として自給自足經濟の確立を達成しようとするとき、わが國の鑛業の使命は眞に重大なものであるのであります。そこで、國內地下資源を徹底的に開發し生産の飛躍的增加を圖ることは絶対に遂行しなければならぬ大事業であります。わが國の鑛物賦存の状況をみますと、幸ひに全國に相當多量多量の未開發の資源があることが認められるのであります。この開發は急務中の急務となるに至つたのであります。

従来でも、政府は鑛業に對して決して無關心であつたわけではありません。一方、鑛業法規を整備し、各種獎勵金の交付、技術職員の養成、特殊國策會社の設立、資材の優

先的配給、勞務者の轉送等に努めると共に、他方、休眠鑛區の積極的開發、低品位鑛の處理、中小鑛山の現地指導に當る等、種々の助長獎勵方針を講じてきたのです。その結果生産額は着々實績を擧げてゐるのですが、まだ必ずしも十分とは言へない實情であります。その原因は、いろいろと思ひますが、資金、資材等の出廻りが圓滑を缺くことにもよりますが、何といつても勞働力の不足が相當大きな原因をなしてゐると思ひます。現下産業界一層の状況を眺めますと、支那事變以來産業界全般が異常な活況を呈するに從つて、勞務の需給は逼迫して、各鑛山では勞務者の補充に非常な困難を感じるとともに、移動頻發し、また一面未熟練鑛夫の増加に伴ふ能率の低下に悩まされて來たのであります。

#### 絶対必要な移動防止

そこで政府は、勞務動員計畫を立て、勞働力の需給を調整するとともに、國家總動員法に基づいて移動防止令や青年入制限令を制定して、移動を防止し、不要不急方

面の需要を抑制し、また各種の社會立法を制定して勞働條件の改善、鑛夫優遇の途を講ずるなど、極力その對策を實施したのであります。依然として勞務の問題は解決されず、特に近時著るしい現象として鑛夫の移動が頻發し、今にして有効適切な方策を施さなければ、眞に憂ふべき事態を惹起するかも知れない状態にあるのであります。そこで、新規勞働力の吸収に、移動の防止に關係官廳は緊密な連絡をとつて極力對策に腐心してゐたのであります。

今日でもなほ鑛山生活は甚だ危険だ、有害だなどと誤解する者が多いとすれば、これは山々しい問題でありまして、その原因の多くは鑛山に對する認識の不足から來てゐるものと思はれます。鑛山は一言前に比べて、面目を一新し、災害の防止、危険の豫防については萬全を期し、格段の進歩發達をみてをり、正に隔世の感がありますし、鑛山監督局は法規に基づいて嚴重な監督を加へつゝあります。

若し假りにかかる誤解が新規勞働力の吸収を阻害してゐる

るとすれば、眞に遺憾なことではありますから、蛇足ながら一言つけ加へたわけです。

次に金屬鑛山では、年々多數の勞務者をどうしても必要とする所以を述べておきたいと思ひます。金屬鑛山では同じ地下作業でありながら石炭と違ひまして、鑛況の變化といふ制約を免れないのであります。同一鑛山でも鑛床によつて鑛石の品位は異ふし、また深部へ掘り下げるにつれて鑛石の品位は低下するのが普通であります。低品位鑛を採掘してなほ金屬の生産額を現状維持に喰ひ止めようとするば、どうしても今までより多くの粗鑛を採掘しなければならず、また選鑛、製鍊といふ特殊な過程を必要とするなど、企業形態は複雑多岐でありますので、それだけ多くの勞務者を補充しなければならぬのでありますから、さらに増産といふことになりますと、極めて多數の勞務者を必要とするわけですが、政府としては、勞務不足の一對策として、掘採や運搬作業の機械化獎勵によつて、生産能率の向上を図つてをりますが、あらゆる方面から、勞務の刷新は刻下最も重要な課題であります。



つたが、入會承認には慎重を期し、情報局及び理事よりなる小委員会において申込者の経歴、既往の出版成績等を審査した上適當と認める者の入會だけを承認してゐる。これによつて現在の會員總數は二五二一四名に達してゐるが、なほ審査未済の分も相當にある。

かくて會員の決定によつて、協會の指導統制の對象が定つてきたわけである。一方、昨年末以來、雜誌用紙、單行本用紙の實績調査を行つた。雜誌用紙の實績調査は、主として舊日本雜誌協會會員に對し、昭和十四年七月から十五年六月までの用紙の使用實績を報告させたもので、調査書提出件數は一九〇〇件(三月二十日現在)に達し、單行本用紙の實績調査は主として舊日本出版協會、舊中等教科書協會の會員に對して行つたもので、三

月二十五日現在の調査書提出件數は一八〇〇に達してゐる。

かゝる用紙の使用數量實績は、これをそのまま用紙配給の基本とするものではないことは勿論であつて、協會としてはこれに出版物の性格を織込んで眞の意味の内容實績を推へる一つの目安とするに過ぎないのである。協會としてはどこまでも内容本位で用紙の割當を行ふ建前であるが、協會の内容審査機構が整備するまでは實績を全然無視するやうな急激な方法をとらず、一應内容を織込んだ眞の實績の何割かを基本割當とし、その割當量を全員が時局に即した出版目的に副ふやうに各、その創意を發揮して善良な出版を行ふに委すことになるだらう。

自由に委されるといふのではない。全員の出版企業は事前に協會に報告され、不良な出版企業に對しては用紙の配給を停止するといふやうなこともあり得るのである。

もとより協會は徒らに出版を抑制するものではなく、むしろ善良な出版を奨励することを第一義とするわけであり、このために不良な出版物に對する用紙の配給を停止しても優良な出版物に潤澤な用紙配給をせねばならないのである。このために相當用紙の準備をもつて、統制の弾力性を保つ方策をとることにならう。これらの具體的なことは近く發表する豫定である。

週報叢書 第八輯

「翼賛議會の總決算」

議會は内外の情勢を映し出す鏡である。これをのぞけば世界の動きも、日本の姿もはつきりと浮き上る。では、翼賛議會といはれた第七十六議會の總決算はどうか。法律案、豫算案全部の解説、重要質疑應答を加へた翼賛議會の便覧が本書である。

一 内 容

- ▼ 概 観
- ▼ 法律案の解説
  - 八十七件に上る政府提出法律案全部を解説し、殆んど大部分のものについて法文を附し、重要な法案については貴衆兩院で行はれた質問應答を補足附記した。
- ▼ 豫算の解説
  - 總計百二十二億に上る大きな昭和十六年度豫算を總論、各官制各論に互つて解説してゐる。
- ▼ 各國務大臣の演説
- ▼ 重要質疑應答 ▼ 議會日誌
- ▼ 五月下旬發行豫定 160頁 700頁

工省から二十七名の發起人が委嘱され、三月二十二日資本金一千萬圓を以て資金調整法による認可を受け、五月五日創立總會を開くに至つた。

何分、長年の出版取次業が、東京におけるいはゆる四大取次店をはじめ、中央地方の大小取次業が全部發展的に解消してこの一元會社の下に集るわけであるから、事態は極めて複雑である。雜誌系統と單行本系統と、それ／＼の特色ある業態が一丸となる點においても、大資本と小資本との關係においても、また一元會社の傘下に集り得ない小取次業者の失業問題についても、更にまた配給機構の最前線組織である小賣商と會社との關係等々、多岐多端な問題があるわけである。これらの問題について協會は商工省、情報局その他と連絡をとりながら審處に努めて

ある。

文化局の専任局長は三月二十日決定したが、それまでに情報局指導の下に理事會において出版統制の大綱は定められてをり、その具體策は目下慎重審議中であるが、四月八日の文化業務兩委員會の席上、とりあへず兒童、藝術、科學部門等の統制に着手、漸次全部門に及ぶ旨を發表した。

なほ統制上の資料の一つとして、全會員に昨年度以來の出版物を寄贈させると共に、過去數ヶ年の出版物の調査、統計をも進行させてゐる。

かくて五月中には出版物の發行調整、出版資材の配給調整等につき協會の具體的方針を明示し、出版統制の方向を明らかにし得るに至るであらう。



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

### 注目される 東地中海作戦

バルカンにおける獨軍の壓倒的勝利によつてヨーロッパ大陸は殆んど樞軸の制壓下に入り、世界の注目は東地中海、スエズの攻略戦に注がれるに至つた。

世界は廣大とはいへ、その關門ともいふべき地點は、パナマ、シンガポール、スエズ、ジブラルタルの四ヶ所に過ぎない。その四ヶ所中の三ヶ所を抑へてゐることによつて、英國は今日まで世界を制壓してゐたといへるのである。シンガポール、スエズ、ジブラルタルを繋ぐ線こそは、英國の國防線であり、生命線である。中にもスエズは歐洲と東洋を結ぶ關門であり、英國生命線の中心點である。

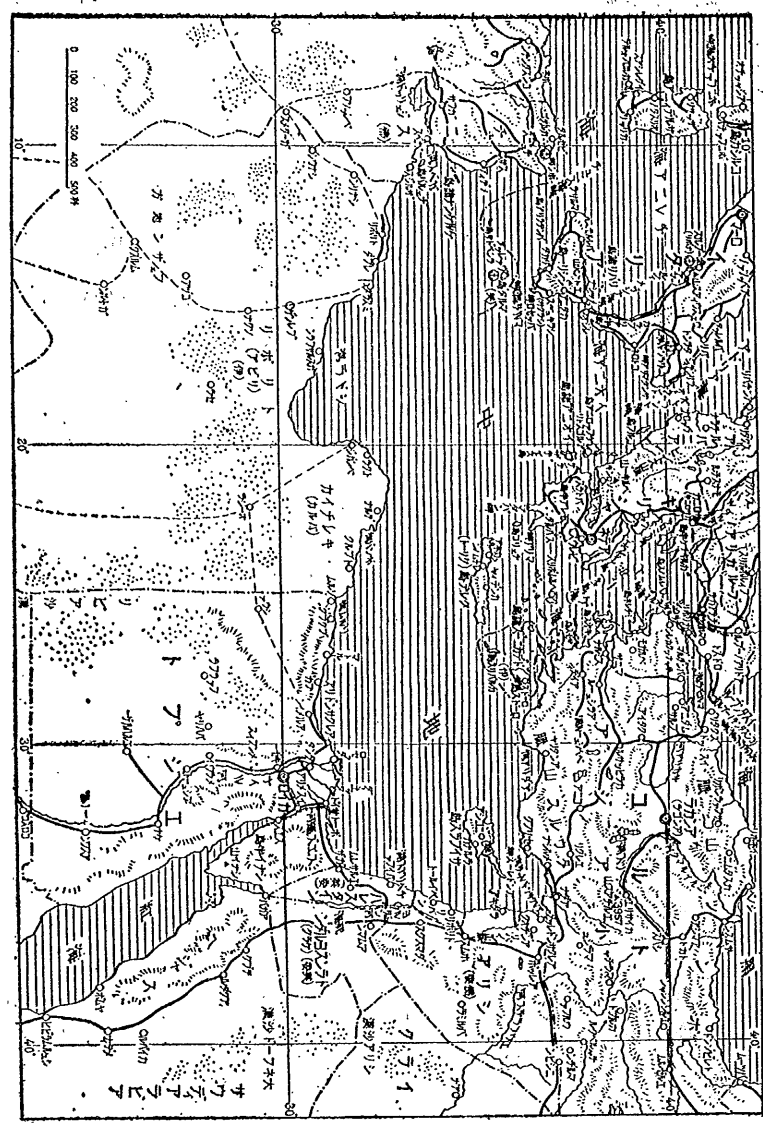
これまでの相次ぐ英國の敗戦は、勿論英國にとつて打撃であるには違ひないが、悉く他國の犠牲においてのことである。次の戰場がスエズを中心とする地中海、近東北阿に移るに及んで、英國への脅威はいよいよ切實なものとなつて来た。

故松川大將の前歐洲大戰史評の中に「戦争第三年にヴェルダン攻撃のため六十師團を使つて成功しなかつたが、もしこの兵力を近東、インド方面に使用してゐたならば、恐らく戦局を逆轉せしめたであらう」と述べてゐる。

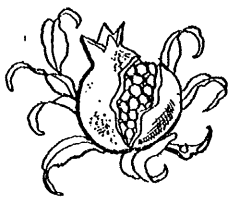
今度の歐洲戦争は、この着想の通りに展開されようとしてゐる。そこで英國はスエズを中心として四十萬噸の海軍力、百萬の陸軍兵力を配置して必死の防衛に努めてゐるのである。樞軸側はこれに對し北アフリカ方面から軍を進めてゐるが、地中海の制海權を完全に握つてゐない樞軸側としては大

量の兵力輸送は困難であるから、トルコ方面から軍點を指向する必要もあるであらう。こゝにトルコと共にエジプト、シリア、イラン、イラク等近東諸國の動向が重要視されるに至るのである。イラクにおける英、イラク兩軍の衝突等、近東諸國における濃厚な反英意識がこの機會に爆發し、意外な方面から英國を窮地に陥れないとも限らないのである。

たゞスエズ附近の地形は大沙漠地帯であるからその作戦行動は攻防共にヨーロッパ大陸におけるが如く容易ではなからうが、優秀な獨の機械化部隊はその困難も豫想外に早く克服するのではあるまいか。いづれにしても、スエズを中心とする次のヨーロッパ戦争こそは、天下分目の關ヶ原ともいふべく、それが直接、間接に東亞へ影響するところも少くなく、大いに注目すべきところである。



アジア歴史資料センター  
JICA ARCHIVE  
http://www.jica.go.jp/



## 米國の宣戰權と その後の動き

前大戦における米國參戰の直接原因が、ドイツ潛航艇の米船ルシタニア號撃沈にあつたことは餘りにも有名であるが、當時次第に米國主要財閥筋が參戰を有利とするに至つたことこそ、米國を參戰に導いた有力な原因とさへ傳へられてゐる。

そして、今次大戦勃發以來すでに一年九ヶ月を閲し、獨逸の戰團激化とともに、去る三月武器貸與法を成立させた米國は刻々に本腰な對英援助へと乗り出し、最近米當局者達は二千哩の大水域を米海軍の哨戒範圍とし、且つ中立法による交戦水域へも米國軍艦の立入を妥當とすると言明さへ行ひ、獨逸間に直接衝突の危機はいよいよ増大し、方ロックフェラー及びモルガン兩財閥筋すらも公然と援英

を主張するに至り、前大戦における米國參戰直前さながらの状態を示してゐる。

かくて米國の參戰は、實際上、武器貸與法の實施とともにすでに行はれたも同様であるが、この際米國の宣戰權につき一瞥しておくことは無意味ではなく、それには先づ米國憲法のあらましをみておくことが必要とされるのである。

### アメリカの憲法と宣戰權

アメリカ合衆國が英國殖民地の後身であることは周知のところであり、一七六五年ジョージ三世の時、印紙稅法が

原因となり英本國との間に紛争を生じたが、その後遂に一七七六年七月四日に至り殖民地十三州の委員より成る會議は有名な獨立宣言を發して、天賦の人權を主張し本國より分離して獨立國たるべきことを宣言し、それ以來本國と交戦をつづけた後、一七八三年ヴェルサイユの條約により英本國からその獨立を承認されたのである。

これよりさき十三州は、一七七七年より結合して一箇の聯合國家を構成してゐたが、その組織は極めて薄弱不便であつたため、一層完全な聯邦を形成する目的で新たに憲法を起草し、一七九〇年に至り全十三州の同意を得た。かくして成立したのが現在の合衆國憲法であり、最初は七ヶ條であつたが、その後二十一ヶ條の修正追加が行はれたのであつた。

合衆國憲法は改正に複雑な手續を要し、その改正手續は改正の提案とその同意との二つに分れ、提案は、或ひは聯邦議會が上下兩院をれん、三分の二の同意を得て自ら行ひ、或ひは各州三分の二の同意を得たる立法府よりの申立によつて特別の憲法會議を召集して行はしめる。この提案

が、各州四分の三の立法府の同意を得るか又は同数の各州憲法會議の同意を得たとき、憲法改正法として成立するのである。但し、各州が上院に對し均等に代表する權利は、これらの改正によつても奪ふことはできないとされてゐる。

合衆國は現在、ワシントン市及び四十八州のほか、アラズカ、ハワイ、ポートルコ、フィリピン、グアム、サモア、ヴァージン等の合衆國領より成つてをり、新たな州が合衆國に加入するには合衆國の法律を以て法令を定め、これに基づいて憲法の成立した時を以てこれを州とするか、或ひは豫じめ住民が憲法を制定し、これを合衆國議會が承認するかの方法によるのである。合衆國は聯邦であるため、各州は固有の憲法と權力とを有し、國の統治權は合衆國と各州との間に分れてゐる。

次に、合衆國の立法府たる國會は上下兩院より成り、共に各州民選の議員によつて構成され、上院議員の定員は各州二名合計九十六名で、任期六年とし、二年毎にその三分の一を改選する。被選資格は満三十歳以上で、九ヶ年以上合

衆國々民であり且つ選出州に住居を有することになつてゐる。下院議員の定員は十年毎の國勢調査の結果によつて決定し、各州に分配される。但し、人口三萬に一人の割合を越えることを得ず、また、各州は少くとも一人を選出することを要し、現在定員は四百三十五名、任期は滿二年とし、被選資格は滿二十五歳以上で、七ヶ年以上合衆國々民にして選出州に住居を有することになつてをり、兩院議員ともに合衆國の一切の官職を兼任してはならぬことになつてゐるのである。

合衆國憲法は嚴重に三權分立主義を採る結果、議會と政府とは全く獨立し殆んど無關係とされてゐる。そして議會は毎年一月三日に自ら開會し、一定時期(大體に六、七月頃)に自ら閉會する。なほ大統領は、臨時議會を召集し得るのみで、停會、閉會、解散の權限を持つてゐないことが特徴とされてゐるのである。

立法の權限は一切議會に屬し、法律案の提出權は議員に限られ、大統領以下行政官は議會に出席し發言することが出来ぬ。従つて、政府と議會との接觸は、僅かに大統領

が教書を發し、國務大臣が議會の要求により委員會に出席して發言をし、下院の告發により上院が大統領以下の官吏の犯罪非行に對して行ふ彈劾制度によつて保たれてゐる。

法律は上下兩院の議決と大統領の署名とによつて成立し、大統領がそれに不同意の場合には十日間以内に理由を付して再議させることは出来るが、若しそのことなく十日間を経過したとき及び再議の結果兩院ともに三分の二の多數を以て可決したときには、法律は大統領の署名なくして成立することになつてゐるのである。

上院は兩院共通の權限のほか、とくに大統領の條約締結ならびに官吏の任命に對し同意を與ふる權限を有し、行政上に大きな勢力を有してゐる。

大統領の任期は選舉の年の一月二十日から四ヶ年、再選を妨げず、生來のアメリカ人で滿三十五歳以上、合衆國內に居住することを資格とし、大統領は自ら政治の衡に立つ責任者で、その下には國務、大藏、陸軍、内務、司法、通信、農務、海軍、商務、勞働の各長官があるが何れも大統領の下僚であり、従つて他國のやうな合議體の内閣

は存在せず、また、副大統領は上院議長たることを任務とし、任期中に大統領の缺けた場合その後任となるほかには格別の國務を擔當しないのである。

### これまでの宣戰布告の例

以上の通り、合衆國憲法によれば、米國の宣戰布告の權限は明らかに議會にあり、大統領は宣戰布告を希望してもこれを議會に慈應する以上の權限を持つてゐない。しかしながら實際問題として多くの場合、大統領は議會多數黨の支持によつてゐるものであるから、大統領の議會に對する宣戰布告慈應の教書、即ち米國の宣戰布告と見なすことが出来るのである。

但し、それらはいづれも法律上の場合であり、事實上の戰爭を行ふことは議會の協賛によらなくても出来るやうになつてをり、即ち大統領が米國陸海軍の大元帥の權限において行へるのである。例へば前大戦勃發直前、パーシング將軍麾下の米國軍がメキシコに進攻した如き、時の大統領の

權限において行はれた實際上の戰爭と評されるのである。

なほ、前大戦における米國の宣戰布告當時の狀況をあらまし述べれば、次の通りである。

一九一六年秋、西部戰線の膠着狀態に處するウィルソン米大統領の和平斡旋が行はれたが遂に成らず、越えて一九一七年一月三十一日、駐米ドイツ大使はランシング米國務長官に宛て公文書を以て、三月一日以降英佛近海立入の各國船隻はその中立國籍たと如何とを問はず、發見次第無差別撃沈する旨を申入れるに至り、ついで二月三日ウィルソン大統領の議會に對するドイツ大使引揚ならびに對獨外交關係中絶の言明となつた。

かくて米國船主達はドイツ潛航艇の襲撃を恐れて所有船舶の就航を差控へるもの多く、ために米國輸出品は積出港に立往生し、かゝる成行きの下にウィルソン大統領は二月二十六日、米國船舶の武裝に關する權限の附與を議會に要望したのである。ついで三月に入りロシア革命勃發しヨーロッパの政治的狀勢に激變を來すや、四月二日ウィルソン大統領は兩院協議會に出席して對獨宣戰布告の必要を強調



し、こゝに米國とドイツとの間に戦争状態の存在するとの宣言案は、四月四日、八十二票對六票で上院を通過し、翌五日三百七十三票對五十票で下院を通過し、四月六日いよいよ宣戦布告となつたのである。

但し、兩院通過の宣言案は、オーストリア・ハンガリーを含まず、またドイツ人との紛争にも非ずしてプロシヤの專制政治打倒そのものにありとしたのであるが、これは今次大戦における英國側の敵はドイツ人に非ずしてナチス政権なりとする筆法と同一のものであつた。

#### 武器貸與法實施後の動き

さて、武器貸與法の實施となつた去る三月十一日以来の米國の動きをみれば、まづ翌十二日の議會に對しルーズヴェルト大統領は特別豫算教書を送り、反極端國家群たる英國・ギリシヤ及び蔣政権の援助費用として、向ふ二ヶ年間に總額七十億弗(邦貨換算二百九十八億圓)の支出協賛を要請した。ついでこの武器貸與法に基づく豫算案は兩院を通過

し、三月二十六日大統領の署名と共に正式に成立、米政府大軍の對英援助策は少くとも形式上その基礎工事の第一段階を終へたのである。

越えて四月四日、ルーズヴェルト大統領は記者團會見において、現有武器五億弗その他の援英計畫を發表すると同時に、この物資の輸送につき、紅海及びアデン灣をこゝ數日中に中立法に規定した交戦水域より排除することになるかも知れぬと述べ、この方面への武器その他を輸送する旨を示唆したのであつた。因みに、大統領がその席上で發表した計畫の要旨は次の通りである。

一、武器貸與法に基づき價格五億弗に上る米陸海軍現有兵器の對英讓渡を許可した

一、五億弗の追加經費を以て英國に供給すべき二百十二隻の商船建造を承認した

一、後者の五億弗は四月一日の新聞記者會見において發表された軍需資材その他の購入額十億八千萬弗と合せて新規補給額當額は十五億八千萬弗に達する

一、米陸海軍目下の新規注文額當額は十五億弗乃至二十億弗で

あるから、右の數字を加算して援英と米國防を合して新規軍需品は三十億弗乃至三十五億弗となる

一、英國に讓渡すべき現有兵器が如何なる種類のものかは言明し得ないが、右の價格五億弗は生産價格と廢鐵價格との間で假定的に算出したものである

一、建造計畫の商船で一番早いものは本年末には出來上る豫定である

ついで四月十八日、米政府はルーズヴェルト大統領の決裁を経て海軍委員會の名により、全米の各造船所に對し一萬噸級貨物船百十二隻及び一萬六千噸級油槽船七十二隻合計百八十四隻、總計四億六千五百萬弗の船舶新造の注文契約を發表、かくてさきの船舶建造計畫とともに、いよいよルーズヴェルト大統領の主張する對英軍需品輸送のための大西洋を越える「船の橋」の架設に着手したのである。

#### 米艦艇による哨戒を宣言

かくて四月二十四日に至りハル國務長官は國際法協會に

おいて「英國に對する米國の援助物資が目的地に確實に着するやうに何らかの方法を講じなければならぬ」と言明し、また、ノックス海軍長官も同日ラジオ放送で護衛船團組織の必要を力説、こゝに米政府は護送船團の實現を示唆した。

ついで翌二十五日、ルーズヴェルト大統領は記者團との會見において、西半球を脅威する侵略者の軍艦、飛行機などを警戒するため必要に應じて七つの海にわたつて米海軍が巡邏するであらうと宣言したが、ワシントン官邊では右實行案の内容は米艦艇の哨戒により大西洋上に「安全海峡」を設定するにありとして、次のやうに語つたと傳へられた。

「大統領のいはゆる哨戒水域の擴大とは、さしあたり大西洋の安全水域の哨戒を意味し、援英物資輸送船のために安全海峡を設定維持せんとするものであり、哨戒はグリーンランドまで擴大されると解してよい。米國はこのため戦艦、巡洋艦、驅逐艦、航空母艦、哨戒機等をも動員して、米大陸からグリーンランドに至る間、幅二百哩に上る安全海峡を設定しこの水域を

艦艇をして縦横に警戒せしめ、若し商船に危険が迫つた場合は  
平文英語によつて警告を發するが、この警告は單に商船のみな  
らず英軍艦にも達するわけで緊急の場合急速に來援を可能とす  
るであらう。」

なほルーズヴェルト大統領は四月二十九日の記者團との  
會見において再び中立的警戒問題に觸れ、米軍艦は中立法  
の交戦區域立入禁止の規定によつて束縛されず、西半球防  
衛のため必要とあれば全世界の海域に互つて航行し得べ  
く、獨伊の一方的封鎖領域宣言によつて何ら束縛される理  
由なしとする次の要旨の聲明を行つた。

「中立水域警戒業務に従事する米國軍艦は、現行法の下におい  
ても、交戦水域に入り得る十分な條件を備へてゐる。しかしこ  
のことは米國軍艦がいま直ちに交戦水域へ出かけるのを意味す  
るわけではなく、たゞ法律的にいへば米軍艦はかかる行動を禁  
止されてゐないといふだけのことである。」

スターク海軍作戦部長が警戒水域を米國沿岸から二千哩まで  
延長する云々といつたことも、その時の情勢によつて決定され  
るもので、去る二十五日のこの席上、警戒の範圍は西半球の安

全擁護のため必要な水域にまで擴大されると明瞭に言つた聲明  
を讀み直したならよくわかるであらう。

警戒範圍の擴大が、すでに實施されてゐるか否かは、艦隊行  
動に觸れるから何とも答へられぬ。また、中立法の制限規定は  
商船にのみ適用されるものであり、軍艦の行動には何の關係も  
なく、西半球の防衛上必要とあれば何處にでもゆくことが出  
來、従つて交戦水域の指定を變更する必要はないわけである。」

以上の大統領聲明は、去る二十五日の中立的警戒に關す  
る宣言を補足すると同時に、さらに一步を進めたもので、  
これをおし擴げれば、米國の商船は中立法の規定する交  
戦區域を航行することは出来ぬが、米國の軍艦及び軍用  
機は英國の商船を護衛して英本土まで行くことも可能なわ  
けで、大統領がこのやうにその態度を闡明したことははじ  
めてであり、米國の輿論を引張つてそこまでゆかうとして  
ゐることがいよく明白となり、一方、モルガン及びロッ  
クフェラー兩財閥等も援英を公然と煽るに至り、米國は次  
第に名實一致の参戦衝道を發進するの體様を示しつつある  
のである。

## 企畫院の改組について

去る五月一日、企畫院は内部機構の改編を斷行し、官  
界新體制における率先垂範の實を擧げ、國防國家建設の  
要請に應へるため新發足をしたことは周知の通りである  
が、以下改組内容を簡単に述べてみよう。

### 改組の理由

企畫院は昭和十四年四月内部機構の全般的な改組を行  
ひ、その後も時局の推移に即應するやう數回に互つて部  
分的改正を加へて來たが、昨今のやうな複雑多岐な内外  
の諸情勢を考へると、我が國の國政の企畫性と統一性を  
強化することが國防國家建設の上に絶対に必要となつ  
て來た。

構成員の適正化を圖ることによつて事務運営の統合強化  
を期すことである。

### 改組の内容

右のやうな意味から改組に當つては、出来るだけ組織  
は單純化し、職員は最少限度に止めるやうにしたが、し  
かも改組の中心課題ともいふべき企畫性と統一性は強化  
され、有機的一體性の發揮と、責任の所在は十分發動さ  
れるやうに留意されたのである。この國政の企畫性と統  
一性を強化して、その實踐を敏速にするには、第一に企  
畫院自體の有機的一體性を強化しなければならぬので  
あつて、それには各部課間の連絡協調が一層密にされ、見

しかし擴大強化といふことは、

たゞ人員を増したり、組織を膨  
脹させることではないのであ  
つて、要は國政の決定に參與し、  
その企畫性と統一性を強化する  
ために、執務組織の合理化と、

角陥り易い割據分立の弊を嚴に戒めなければならない。さらに、責任の所在を明らかにして統一性と實踐力を強化して、活潑な統率力と英斷な實踐力を發動することが、今日の急務である。その他國力を綜合的に増強活用するには、一絲不紊ない人の和の上に、民族的統力を傾注することや、院務の律動をして常に時代の進運に先驅させることや、院務の處理を計畫的にして重點を明らかにすること等が、最も深刻に取り上げられなければならない問題であるが、これ等の課題は今回の改正によつて遺憾なく解決された。

次に改正の主な點を述べると、  
 まず第一に、各種の政策と計畫の統合企畫と、これが實施の綜合考案を掌るやうにし、重要院務を綜合的に、円滑に運営させるために、新たに總裁官房に總務室を設け、これを次長の直接統轄下におくとともに、次官を輔佐するために、勅任職員中から專任及び兼任の總務室附が命ぜられることになつた。

さらに、従來恒久的な基本國策關係の一般事務と、戰時的な國家總動員關係の一般事務と、それ／＼第一部と

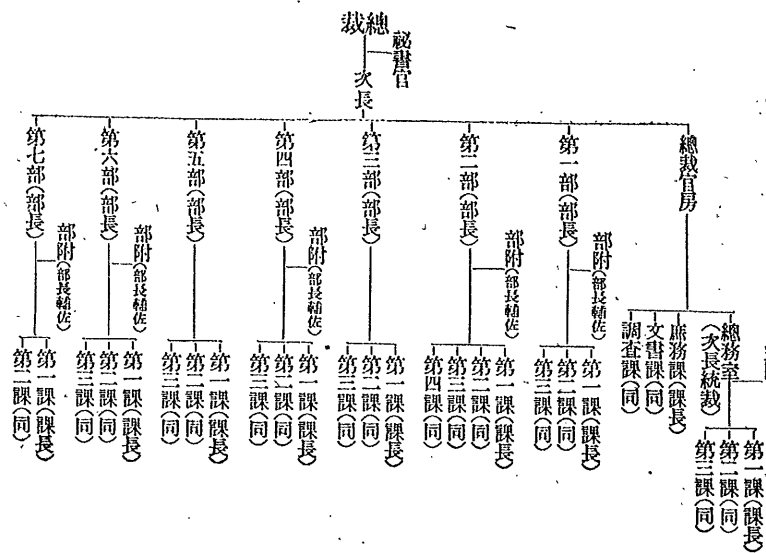
第二部とに分掌させてゐたのを統合して、この中の基本的總動的な事務は官房總裁室に移管し、その他は第一部に集中させた。また、これまで生産力擴充關係の事務と物資動員關係の事務は併せて第四部で行つてゐたのを、今回の改正では、分離して前者の方は生産の維持増強問題が極めて重要なので第二部に行はせ、物資動員と生活必需品供給調整に關する事務は第四部が專念するやうになつた。

その他、人口政策と人員動員計畫と職業再編成(轉失業對策を含む)事務は第三部に綜合強化され、さらに運輸に關する第六部の事務と、科學動員、科學研究に關する事務等もそれ／＼強化されてをり、従來の科學部が第七部と改められたり、各部に課を置いて、責任の所在を明らかにするとともに、組織的且つ實踐的な事務を圓滑に運営するやうにした點等が注目される。

**各部はどんな仕事をするか**

次に各部はどんな仕事を行ふかといふと、まず總務室では、綜合國力の擴充に關する政策と計畫の企畫に關

企畫院事務分掌要圖



する綜合的事項や、綜合國力の擴充運動に關する政策や計畫の遂行の考案に關する綜合的事項、綜合國力の擴充運用に關する東亞經濟建設に關する綜合的事項を扱ひ、總務室の事務は次長が統裁することになつてゐる。  
 第一部では、重要法案の大綱の審査、重要事項の豫算の統制、國家總動員法、總動員警備計畫、國土計畫等に關する事項や、その他の制度、司法、警察及び土地に關する事項  
 第二部では、生産力擴充計畫、物資の生産に關する事項  
 第三部では、人口政策、人員動員計畫、職業再編成、文教及び厚生に關する事項  
 第四部では、物資動員計畫、生活必需品物資動員計畫、資源回收、その他物資の供給調整に關する事項  
 第五部では、資金動員計畫、貿易計畫その他國際收支調整計畫、價格の外財政、金融、貿易等の事項  
 第六部では、交通と電力の動員計畫、交通と電力の施設整備擴充計畫等に關する事項  
 第七部では、科學動員、科學研究に關する事項をそれ／＼扱つてゐる。





週

報

昭和十七年五月七日

日曜

行

内閣印刷局印刷發行

# 週報は民一億の回覧板

## 陸軍省報道部編輯

# 大陸戦史

### 兒孫の爲に美田を買はずとも われは誇らん大陸戦史

陸軍省報道部長 馬淵逸雄  
 當部編輯ノ「大陸戦史、畫と文」ハ  
 支那事變ノ經過ト主要作戰ノ概要ヲ  
 國民一般ニ興味深ク解明スルタメ刊  
 行シタモノデアツテ、從軍ノ體驗ヲ  
 有スル文壇、書壇ノ一流名士ノ執筆  
 揮毫ヲ煩ハシテ成ツタモノデアアル  
 希クバ該書ニヨツテ本事變ニ關スル  
 正確ナル綜合的認識ヲ得ルト共ニ聖  
 戰ノ記念的文献トシテ廣ク利用セラ  
 レンコトヲ望ム。

#### 發賣元

東京堂 東海堂  
 北陸館 大東館

畫(原色版)  
 北京紫禁城  
 萬里長城八達嶺  
 瀋陽瀋陽宮  
 山西省太原府南門外之跡  
 太湖石と兵隊(蘇州所見)  
 光華門上より南京城を望む  
 杭州西湖雷峰塔附近の民家  
 孫文紀念堂(珠江を望む)  
 南京城外莫愁湖  
 文  
 序 陸軍省報道部編輯  
 北支那の歴史 陸軍大佐 松本義典  
 保定會議 陸軍大佐 松本義典  
 太原の略 陸軍大佐 松本義典  
 上海戦より南京陥落まで 陸軍大佐 松本義典  
 徐州會戰 陸軍大佐 松本義典  
 武漢作戦の開始 陸軍大佐 松本義典  
 大別作戦 陸軍大佐 松本義典  
 北岸部隊の南進 陸軍大佐 松本義典  
 武漢戦 陸軍大佐 松本義典  
 作戦 陸軍大佐 松本義典

(判A5)格規定國はさき大の書本)